

SHOW "No Action No-result"



インターネットやSNS上の勧誘による 不審な儲け話(詐欺まがいビジネス)に注意

国民生活センターや消費者庁によると、令和元年からの3・4年の間で増加している「副業勧誘」の不審メールが、今も発生し被害者が出ています。「一日で数万円、月数十万円の収入が携帯電話一本で得られます」といった不労所得の甘い言葉で勧誘、そこに連絡をすると、大概是オンラインサロン(説明会)の入会金【下図説参照】や、稼ぎ方を案内するマニュアルの代金、あるいはビジネス指南アプリのライセンス料の支払いを請求してきます。

仮にお金を払って入手した入会権や、購入したマニュアルやアプリで簡単にお金を稼ぐことなどは到底できません。

トラブルのイメージ図(一例)

① 見知らぬ人からDMが届く



② SNSの無料通話機能等で、“稼ぐ方法”を教える
高額なオンラインサロンの勧誘を受けて契約する



③ オンラインサロンへ入会し、“稼ぐ方法”を教わる



④ 教わったようにやったが、稼げない



うまい話には決して騙されないこと。絶対手を出さないこと。

SNS上に展開する怪しいサイトの一例です

上記画面のサイトは不審な勧誘のほんの一例です。同様の勧誘チラシが幾つも存在していると思われます。

全て、利用登録や申込みをすると、有償のサービスやモノを購入するよう要求されますので、儲かるのはこうしたサイト運営の相手側だけです。あなたは損をするばかりですので、決して甘い誘いに乗らないで、無視しましょう。

「権利収入」というキーワードにも警戒をしましょう

権利収入とは大家さんが得られる賃貸住宅の家賃収入、著作物の印税収入、株券や会員権の配当金収入といった、**保有する権利に基づき得られる不労収入**を指します。「あなたも手軽に収入が得られます」といった甘い言葉には、こうしたキーワードが含まれていますので、注意しましょう。